

## 租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		特定事業活動として特別新事業開拓事業者の株式の取得をした場合の課税の特例の拡充及び延長
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目	法人税: 義 (国税 15) 法人住民税、法人事業税: 義 (自動連動) (地方税 11)
		②: 上記以外の税目	—
3	要望区分等の別		【新設・ <u>拡充</u> ・ <u>延長</u> 】 【 <u>単独</u> ・主管・共管】
4	内容		《現行制度の概要》 国内の事業会社またはその国内 CVC が、スタートアップ企業とのオープンイノベーションに向け、スタートアップ企業の発行株式を一定額以上取得する場合、その株式の取得価額の 25% が所得控除される制度。
			《要望の内容》 スタートアップの出口戦略の多様化の観点も踏まえ、オープンイノベーション促進税制(スタートアップの株式取得価格に対する 25% の所得控除)の延長等を行う。
			《関係条項》 租税特別措置法第六十六条の十三 租税特別措置法施行令第三十九条の二十四の二 租税特別措置法施行規則第二十二條の十三
5	担当部局		経済産業省イノベーション・環境局 イノベーション創出新事業推進課
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期: 令和 7 年 8 月 分析対象期間: 令和 2 年 4 月 1 日～令和 10 年 3 月 31 日
7	創設年度及び改正経緯		令和 2 年度創設(令和 2 年 4 月 1 日～) 令和 4 年度拡充・延長(令和 4 年 4 月 1 日～) 令和 5 年度拡充(令和 5 年 4 月 1 日～) 令和 6 年度延長(令和 6 年 4 月 1 日～)
8	適用又は延長期間		2 年間(令和 8 年 4 月 1 日～令和 10 年 3 月 31 日まで)
9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 事業会社の有する経営資源を最大限活用したオープンイノベーションを促進し、自前主義の傾向が強い日本企業の行動変革を後押しするとともに、新しい資本主義の担い手であるスタートアップの出口戦略の多様化を図ることで、我が国企業の競争力を強化することを目的とする。 《政策目的の根拠》 【スタートアップ育成 5 か年計画(令和 4 年 11 月 28 日新しい資本主義実現会議決定)】 6. 第三の柱: オープンイノベーションの推進 (1) オープンイノベーションを促すための税制措置等の在り方 ○スタートアップが事業会社の傘下で大きく成長する出口戦略となる

M&Aを促進するため、オープンイノベーション促進税制について、特にスタートアップの成長に資するものに限定したうえで、既存発行株式の取得に対しても税制措置を講じる。その際、十分に実効的な税制措置とする。

## 2. 目標

目標については、創業の「数」(開業数)のみではなく、創業したスタートアップの成長すなわち「規模の拡大」にも、同時に着目することが重要である。そこで、創業の絶対数と、創業したスタートアップの規模の拡大を包含する指標として、スタートアップへの投資額に着目する。

○ この投資額は、スタートアップ5か年計画策定前と比較し増加しており(5,700億円(2020年)→7,800億円(2024年))、現在、約8,000億円規模であるが、本5か年計画において2027年度に10倍を超える規模(10兆円規模)とすることを大きな目標に掲げて、官民一体で取組を進めていくこととする。

## 3. パッケージの方向性

○ スタートアップのエクジットを考えた場合、M&AとIPOの比率に着目すると、件数としては、米国ではM&Aが9割を占めるのに対し、我が国ではIPOが4割程度あり、諸外国と比較してIPOの比率が高く、さらにM&Aの比率を高めていくことが求められる。

○ このように、スタートアップを買収することは、スタートアップのエクジット戦略(出口戦略)としても、また既存の大企業のオープンイノベーションの推進策としても重要であり、既存企業とスタートアップとのオープンイノベーションを推進するための環境整備を進めることは重要である。

### 【統合イノベーション戦略 2023(令和5年6月9日閣議決定)】

第1章 総論(国家的重要基盤を支え、社会課題を成長のエンジンに転換する科学技術・イノベーション)

#### 2. 科学技術・イノベーション政策の3つの基軸

##### (3)イノベーション・エコシステムの形成

##### ③ 成長志向の資金循環形成と研究開発投資の拡大 (成長志向の資金循環形成)

オープンイノベーション促進税制やエンジェル税制等について引き続き広報・周知等をはじめ活用促進に取り組み、スタートアップエコシステムの強化を図る。

### 【経済財政運営と改革の基本方針 2023(令和5年6月16日閣議決定)】

#### 第2章 新しい資本主義の加速

##### 2. 投資の拡大と経済社会改革の実行

##### (3)スタートアップの推進と新たな産業構造への転換、インパクト投資の促進

(スタートアップの推進と新たな産業構造への転換)

さらに、既存大企業によるオープンイノベーションを推進するため、オープンイノベーションを促すための税制措置に関する検討、公募増資ルールの見直し、大企業が有する経営資源のカーブアウトの加速等を行うとともに、多数決により金融債務の減額を容易にする事業再構築法制の整備を進める。

【新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023 年改訂版(令和 5 年 6 月 16 日閣議決定)】

V. 企業の参入・退出の円滑化とスタートアップ育成 5 年計画の推進

2. スタートアップ育成 5 年計画の推進

(6) オープンイノベーションの推進

① オープンイノベーションを促すための税制措置等

スタートアップの出口戦略となる事業会社による M&A を促進するため、オープンイノベーション促進税制について、従来は新規発行株式のみが対象であったが、スタートアップの成長に資するものについて、5 億円以上の取得で既存発行株式も対象化した。既存企業とスタートアップのオープンイノベーションを引き続き促進するため、オープンイノベーション促進税制の適用期間延長等を検討する。

【統合イノベーション戦略 2025 (令和 7 年 6 月 6 日閣議決定)】

2. 第 6 期基本計画の総仕上げとしての取組の加速

(3) イノベーション・エコシステムの形成

③ 人材・技術・資金の好循環の促進

スタートアップの成長経路及び投資家の出口の多様化に向けて、税制を含むオープンイノベーションを促すための政策の在り方等について、政策ニーズや利便性を含む課題を踏まえつつ、必要な措置を検討する。

【経済財政運営と改革の基本方針 2025 (令和 7 年 6 月閣議決定)】

第 2 章 賃上げを起点とした成長型経済の実現

3. 「投資立国」及び「資産運用立国」による将来の賃金・所得の増加

(5) スタートアップへの支援

出口戦略の多様化に向け、M&A を活性化させる。大学や大企業に加え、スタートアップも参画する新たなオープンイノベーションを実施する。

【新しい資本主義の グランドデザイン及び実行計画 2025 年改訂版(令和 7 年 6 月 13 日閣議決定)】

IV. 「スタートアップ育成 5 年計画」の強化

3. オープンイノベーション・調達の推進

① オープンイノベーション促進税制の活用促進

スタートアップとの M&A を含めたオープンイノベーションを促進するため、国内 の事業会社又はコーポレート・ベンチャー・キャピタルがスタートアップに出資する際に取得価額の 25% を課税所得から控除するオープンイノベーション促進税制について、現在スタートアップ・エコシステムが拡大するかどうかの重要なタイミングであり、グロース市場の上場維持基準の見直しも検討されている中、出口の多様化、特に M&A の促進は、極めて優先度の高い事項であることを十分認識した上で、これまでの活用実績の精査や政策ニーズや利便性を含む課題を踏まえつつ、スタートアップの出口の多様化と更なる成長のための M&A や出資を促進する。

		<p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>③ 租税特別措置等により達成しようとする目標</p>	<p>3. イノベーション政策の促進並びに産業標準の整備及び普及</p> <p>・事業会社とスタートアップのオープンイノベーションを促進するとともに、スタートアップへの投資を後押しすることで、スタートアップ育成 5 年計画において掲げるスタートアップへの投資目標(2027 年度に 10 兆円規模とする)を実現する。</p> <p>・我が国スタートアップのエグジットに占める M&amp;A の比率を 2027 年度までに欧州並みの比率(IPO:M&amp;A=1:3)へ高める。</p>																		
		<p>④ 政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与</p>	<p>特定事業活動として特別新事業開拓事業者の株式の取得をした場合の課税の特例措置を講ずることは、事業会社がスタートアップ企業に投資をする際の財務リスクの軽減に繋がり、事業会社による投資判断の後押しとなるため、事業会社による出資を通じたスタートアップ企業とのオープンイノベーションの促進という政策目的の達成に有効な手段である。</p>																		
10	有効性等	<p>① 適用数</p>	<p style="text-align: right;">(単位:件)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>令和 2</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5</th> <th>6</th> <th>7</th> <th>8</th> <th>9</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用件数</td> <td>53</td> <td>46</td> <td>52</td> <td>43</td> <td>75</td> <td>132</td> <td>233</td> <td>414</td> </tr> </tbody> </table> <p>※令和 2 年から令和 5 年:件数は法人数と推定されるため同一法人が複数のスタートアップ企業に出資した場合も 1 件として集計される</p> <p><b>【算定根拠】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和 2 年から令和 5 年の件数は租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(第 208 回国会提出、第 217 回国会提出)による。</li> <li>・令和 6 年から令和 9 年の件数は、2027 年度にスタートアップへの投資を 10 兆円規模とする目標に対して、現状のスタートアップへの全体投資額における事業会社による投資額(全体の約 1/4)を参考に、その年平均成長率(約 80%)をもとに試算。</li> <li>・また、IPO:M&amp;A 比を欧州並みの比率(1:3)に目指すことを掲げていることから、その年平均成長率(約 32%)をもとに試算した件数を上乘せ。</li> <li>・年平均成長率は 10-④に示す 2023 年データより推計(出典:スピーダスタートアップ情報リサーチ)。</li> </ul>	年度	令和 2	3	4	5	6	7	8	9	適用件数	53	46	52	43	75	132	233	414
年度	令和 2	3	4	5	6	7	8	9													
適用件数	53	46	52	43	75	132	233	414													
		<p>② 適用額</p>	<p style="text-align: right;">(単位:億円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5</th> <th>6</th> <th>7</th> <th>8</th> <th>9</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用額</td> <td>56</td> <td>88</td> <td>131</td> <td>84</td> <td>146</td> <td>257</td> <td>455</td> <td>809</td> </tr> </tbody> </table> <p>※令和 2 年から令和 5 年:適用額は所得控除額</p> <p><b>【算定根拠】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和 2 年から令和 5 年の適用額は租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(第 208 回国会提出、第 217 回国会提出)による。</li> <li>・令和 6 年から令和 9 年の件数は、2027 年度にスタートアップへの投資を 10 兆円規模とする目標に対して、現状のスタートアップへの全体投資額における事業会社による投資額(全体の約 1/4)を参考に、その年平均成長率(約 80%)をもとに試算。</li> <li>・また、IPO:M&amp;A 比を欧州並みの比率(1:3)に目指すことを掲げている</li> </ul>	年度	2	3	4	5	6	7	8	9	適用額	56	88	131	84	146	257	455	809
年度	2	3	4	5	6	7	8	9													
適用額	56	88	131	84	146	257	455	809													

		<p>ことから、その年平均成長率(32%)をもとに試算した件数を上乗せ。  ・年平均成長率は 10-④に示す 2023 年データより推計(出典:スピーダスタートアップ情報リサーチ)。</p>																		
	<p>③ 減収額</p>	<p style="text-align: right;">(単位:億円)</p> <table border="1" data-bbox="596 376 1406 445"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5</th> <th>6</th> <th>7</th> <th>8</th> <th>9</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>推定減収額</td> <td>17</td> <td>26</td> <td>39</td> <td>25</td> <td>43</td> <td>76</td> <td>135</td> <td>241</td> </tr> </tbody> </table> <p>・令和 2 年から令和 5 年の減収額は租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(第 208 回国会提出、第 217 回国会提出)をもとに試算。令和 6 年度以降は推定値から試算。</p> <p><b>【算定根拠】</b>  ・令和 2 年から令和 5 年の減収額は租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(第 208 回国会提出、第 217 回国会提出)の適用額に法人実効税率 29.74%を乗じて試算  ・令和 6 年から令和 9 年の減収額は、②適用額に法人実効税率 29.74%を乗じて試算。</p>	年度	2	3	4	5	6	7	8	9	推定減収額	17	26	39	25	43	76	135	241
年度	2	3	4	5	6	7	8	9												
推定減収額	17	26	39	25	43	76	135	241												
	<p>④ 効果</p>	<p>《政策目的(9①)の達成状況及び租税特別措置等により達成しようとする目標(9③)の実現状況》  ○事業法人によるスタートアップ投資額  2020 年 事業法人系 1,896 億円、全体 5,957 億円  2021 年 事業法人系 2,293 億円、全体 12,472 億円  2022 年 事業法人系 2,451 億円、全体 10,256 億円  2023 年 事業法人系 2,378 億円、全体 8,787 億円  2024 年 事業法人系 2,125 億円、全体 8,622 億円  ※投資額はスタートアップへの「資本参加」を対象とし、第三者有償割当などによる出資だけでなく、「株式の移動」や「企業買収・子会社化」、その後の EXIT までの投資なども含む  ※事業法人系は事業法人、CVC を含む。全体には、事業法人系に加え、独立系 VC、金融機関系(金融機関、金融系 VC)、政府・大学系(政府・地方自治体などの投資、政府系 VC、大学系 VC)、海外(海外金融機関、海外法人、海外 VC)、その他(上記以外(不明含む))を含む。  ※スピーダスタートアップ情報リサーチ(2025 年 1 月 20 日時点)</p> <p><b>【使用したデータ(文献等の概要又は所在に関する情報を含む)】</b>  出典:スピーダ(INITIAL) Japan Startup Finance 2024 p.75.</p> <p>○日本のスタートアップにおける M&amp;A Exit の割合  2020 年 M&amp;A 23 件、IPO 36 件  2021 年 M&amp;A 46 件、IPO 46 件  2022 年 M&amp;A 45 件、IPO 40 件  2023 年 M&amp;A 34 件、IPO 34 件  2024 年 M&amp;A 57 件、IPO 38 件  ※スタートアップは被買収時点で VC、CVC、エンジェル投資家等から出資を受けていた企業  ※M&amp;A は被買収・子会社化・主要株式取得を指す</p>																		

※スピーダスタートアップ情報リサーチ(2025年3月27日時点)

【使用したデータ(文献等の概要又は所在に関する情報を含む)】

出典:スピーダスタートアップ情報リサーチ(2025年3月27日時点)より経済産業省作成

○初期の目標の達成状況

スタートアップ投資額は、2020年以降着実に増加してきたが、2022年以降、地政学リスクの高まり等の煽りを受け、世界的にスタートアップの資金調達額が減少(2021年比 米国△59%、英国△48%、中国△35%、日本△8%)。その中、国内スタートアップの資金調達額は比較的堅調に推移しており、その内、事業会社・CVCによるスタートアップへの出資は25%を堅持しており、これを下支えしている。また、日本のスタートアップにおけるM&A Exitについては、IPOに対するM&Aの件数比が2020年においてIPO:M&A=1:0.64であったのに対し、2024年には1:1.5となっており増加傾向が見られている。スタートアップ育成5か年計画において掲げた、スタートアップへの投資額を5年間で10倍とする目標に向け、その施策の一つとして、事業会社からスタートアップへの投資を根付かせるためには、本税制による後押しを継続し、投資活動を定着させる必要がある。

《租税特別措置等により達成しようとする目標(9③)に対する租税特別措置等の直接的効果》

(単位:億円)

年度	2	3	4	5	6	7	8	9
税制適用を受けた推定出資額	224	352	524	336	585	1029	1821	3237

※推定出資額は適用額を0.25で除して試算(出資額の最大25%が所得控除されるため)

本税制の適用を受けた事業会社等による国内スタートアップ企業への出資額は、令和5年度の適用額から見積もると1年間で約336億円であり、これは2023年の事業会社等による国内スタートアップ投資全体の約14%にあたる。

また、2020年から2023年の事業法人によるスタートアップ投資額の年平均成長率(CAGR)は約7.8%に対し、令和2年度から令和5年度の本税制の適用を受けた事業会社等による国内スタートアップ企業への出資額の年平均成長率は、約14.5%であり、上記の年平均成長率を上回っており、今後も事業会社のスタートアップへの投資を後押ししていくことが見込まれる。

【使用したデータ(文献等の概要又は所在に関する情報を含む)】

令和2年から令和5年の推定出資額は、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(第208回国会提出、第217回国会提出)の適用額を用いて試算。

			《適用数(10①)が僅少等である場合の原因・有効性の説明》 —
		⑤ 税収減を是認する理由等	上述のとおり、本施策により直接的に事業会社によるスタートアップ投資を後押ししていると考えられる。本税制による後押しを受けてスタートアップへの投資を行うことで、当該事業会社がノウハウを蓄積することにより投資の積極性を増していくことや、投資や M&A を受けたスタートアップが事業会社からの経営資源の提供を受けて事業成長を遂げる等の波及効果も考えられる。上記の効果を鑑みれば、本施策には、租税特別措置等による税収減を是認するに足る効果が存在している。
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	政府では、「スタートアップ 5 か年計画」を取りまとめた上で、スタートアップの起業加速とオープンイノベーションの推進を通じて、スタートアップを生み育てるエコシステムを創出していくこととしている。 スタートアップの更なる成長を支援する観点からは、スタートアップとのオープンイノベーションを促進する必要がある。また、スタートアップ単独では成し得ないスピード・規模での事業成長を実現する出口戦略として、事業会社によるスタートアップの M&A を促進することは重要である。 こうした観点から、税制措置を講じて投資のインセンティブを付与することは、当該目的を達成する政策手段として有効である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	事業会社とスタートアップ企業のオープンイノベーションの促進を目的とした対応として、政府が策定したスタートアップ 5 か年計画において、①大企業とスタートアップのネットワーク強化(秘密保持契約等において留意すべき指針の周知、J-Startup やオープンイノベーション・ベンチャー創造協議会(JOIC)を通じたネットワーク強化)、②M&A を促進するための国際会計基準の任意適用の拡大を促すことについて、今後取り組む内容として位置づけられている。この措置は、それぞれ、スタートアップ M&A の阻害要因となっている①事業会社による自前主義や②日本会計基準に基づくのれんの定期償却という課題への対応であり、本措置が解決すべき事業会社によるスタートアップへの出資(M&A 含む)を促進するための政策課題とは対応する課題が異なる。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	事業会社やスタートアップは都心部のみならず地方にも位置している。本税制によりオープンイノベーションを促進することで、地方に位置する事業会社やスタートアップが成長することは、地方経済にとっても有益であり、地方公共団体が協力することには相当性が認められる。
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		令和 5 年 12 月